

社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会 役員等の費用弁償及び旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役員等の費用弁償及び旅費の支給に関し、定款第10条及び第25条の定めるところにより必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 役員等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 各委員会委員

(費用弁償)

第3条 役員等が職務を執行する会議に出席した場合、又は、定款第16条第4項及び定款第30条第2項による決議が行われた場合に費用弁償を支給する。ただし、役員等のうち鴻巣市行政職に対しては、原則としてこれを支給しない。

2 前項の規定による費用弁償の額は、1日あたり2,000円とし、口座振込若しくは会議当日に現金で支給する。

(旅費)

第4条 役員等が、社協の用務のため旅行したときは、社協職員旅費規程を準用し旅費を支給する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和59年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。